

道路での作業、工事に関する手続きについて

道路における作業、工事には市への申請又は届出と警察への使用許可申請の両方が必要です。
警察に道路使用許可申請を提出するときは、市へ届け出たこと・申請したことを証明する書類(受付印を押印した副本)を提示してください。

Q1. 行う作業、工事は次のうちどれですか？

- ①電柱の新設・建替
- ②電線の新設・張替
- ③排水管埋設
- ④仮設足場設置
- ⑤露店等

- ⑥歩道切り下げ
- ⑦ガードレール撤去
- ⑧ガードパイプ撤去
- ⑨側溝の切り回し
- ⑩標識等設置
- ⑪道路の掘削等

- ⑫工事車両の駐停車
- ⑬給水管取出し・埋設

道路占用許可申請書

添付書類

- ・位置図
- ・平面図
- ・断面図
- ・着工前の写真

(施工計画を朱書きしたもの)

- ・詳細図または仕様書
- ・完成写真
- (・同意書)
- ・占用料

【提出部数】2部

○許可まで3日～5日

関係法令

- ・道路法第32・33条
- ・道路交通法第77条

道路工事施行承認申請書

添付書類

- ・位置図
- ・平面図
- ・断面図
- ・着工前の写真

(施工計画を朱書きしたもの)

- ・詳細図または仕様書
- ・完成写真
- (・同意書)

【提出部数】2部

○承認まで3日～5日

関係法令

- ・道路法第24条
- ・道路交通法第77条

Q2. 通行制限はどうしますか？

※有効幅員が2.5m以上確保できる概ね半日以内の作業・工事、生コン打設など1回が1時間以内又は、移動しながらの作業・工事

道路一時占用届

添付書類

- ・位置図
- ・安全対策図
- ・写真

【提出部数】2部

○副本即日返却

関係法令

- 道路法第46条
- 道路交通法第77条

※有効幅員が2.5m以上確保できない(全面通行禁止)作業・工事

※有効幅員が2.5m以上確保できる(片側通行禁止)半日を超える作業・工事

道路通行禁止制限申請書

添付書類

- ・位置図
- ・安全対策図
- ・写真
- (・全面通行止の場合は同意書)

【提出部数】申請書2部+添付書類

6部

○指示書発行まで3日～5日

関係法令

- 道路法第46条
- 道路交通法第77条

周辺住民、関係機関に周知徹底を図り、トラブルにならないよう注意してください

ライフラインに関する作業及び工事の取り扱いについて

・片側通行禁止制限で短時間(概ね半日以内)で移動しながら行う恒常的な点検等の作業は、当日末日までに翌月予定分の「道路一時占用届」を提出してください。

・災害、事故等により突発工事が生じ、通行制限の必要がある場合は道路管理課に連絡をしてください。

お問合せ 津久見市土木管理課 TEL0972-82-4116